

# 「Society5.0時代の地方」と スマート自治体について考える

東海自治体問題研究所・事務局員  
永井和彦

## 1. Society5.0とは新たな社会(=超スマート社会)のこと

Society5.0とは何かを最初に述べておきます。狩猟社会がSociety 1.0、農耕社会がSociety 2.0、工業社会がSociety 3.0、情報社会がSociety 4.0といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の新たな社会(=超スマート社会)がSociety 5.0だと言われています。2016年に発表された科学技術基本計画では、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義されています。夢のような社会であり、まるで社会主義社会のような定義づけです。

## 2. スマート自治体の3つの原則と7つの方策

「スマート自治体」は、「自治体戦略2040構想」の柱の一つです。

総務省が設置した「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)」の報告書(2019年5月)はそのタイトルが「『Society 5.0時代の地方』を実現するスマート自治体への転換」となっています。この報告書はSociety 5.0時代においては自治体はスマート自治体になるとし、それを実現するための手引書となっています。

報告書は、スマート自治体になるためには3つの原則と7つの方策があると述べています。

3つの原則は、「行政手続を紙から電子へ」(原則①)、「行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ」(原則②)、「自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ」(原則③)です。

原則①の「行政手続を紙から電子へ」では、

「窓口に来なくても所期の目的を実現できないか、常に考える」ことが必要で「AI・RPA<sup>1)</sup>等のICTを効果的に活用するためには、データが入口から電子データの形で入って来ることが重要」だとします。

原則②の「行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ」では、「全国的なサービスとしてのアプリケーションを『利用する』という形式が最も自治体職員の事務負担を軽減」するとして、「システムについては、単にクラウド上のサービスを利用するだけ」で「制度改正やアップデート対応もクラウド上で自動で行われる」こととなります。

原則③の「自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ」では、「自治体もベンダも、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資」するとしています。

要するに、「3つの原則」は「行政のデジタル化」を推進するための原則となっています。

7つの方策は、「業務プロセスの標準化」(方策①)、「システムの標準化」(方策②)、「AI・RPA等のICT活用普及促進」(方策③)、「電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化」(方策④)、「データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化」(方策⑤)、「セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用」(方策⑥)、「人材面の方策、都道府県等による支援」(方策⑦)となっています。

方策①の「業務プロセスの標準化」では、「自治体間で業務プロセスを比較しながらBPR<sup>2)</sup>を行い」「(業務プロセスを)ベストプラクティス<sup>3)</sup>に標準化」するとしています。

方策②の「システムの標準化」では、「各行政分野に取り組むが、自治体システムの中核をなす住民記録システムを最優先。自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野も優先

的に取り組む」とし、「遅くとも2020年代に、各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービスとしてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現」としてしています。

方策③の「AI・RPA等のICT活用普及促進」では、「(a) 住民・企業等にとって利便性が向上する部分、(b) 自治体行政の課題を抱える部分、(c) 自治体が取り組みやすい部分においてAI・RPA等のICT活用を普及促進」としてしています。

方策④の「電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化」では、「官民を通じた分野横断のデータ連携を行うため、データ形式を標準化」することをめざすとしてしています。

方策⑤の「データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化」では、「住民・企業等からの申請（自治体から見たインプット）については、省令等により標準様式・帳票を設定」し、「住民・企業等に対する通知・交付等（アウトプット）については、システムの標準仕様書及び省令等において標準様式・帳票を設定」としてしています。

方策⑥の「セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用」では、「個人情報保護条例については、条例上のオンライン結合制限を見直すとともに、制限している自治体も、個人情報保護審議会の意見聴取といった手続を経ること等により、オンライン結合を推進」としてしています。

方策⑦の「人材面の方策、都道府県等による支援」では、「自治体職員全員が、庁内研修等によりICTリテラシーを学ぶ」としてしています。

### 3. スマート自治体がめざすもの

それでは、上記の3つの原則と7つの方策によってめざしているスマート自治体とはどんな自治体でしょうか。

スマート自治体研究会の定義によれば、スマート自治体とは、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければできない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体を指します。

ありていに言えば、人口減少で自治体職員も減少せざるを得ないので、職員でなければでき

ない業務のみを職員が行う。そのためにAIを活用する。そうやって住民福祉の水準を維持する（住民福祉の増進ではない）自治体ということです。

後でも述べますが、AIを活用して自治体業務の効率化を図ることは求められることです。しかしそれは、住民福祉の向上をめざすためにこそ行われるべきものです。その点が欠落しているこの報告書は地方自治を地方自治でなくしていくための「手引書」と言ってもよいものだと思います。

### 4. スマートシティとスーパーシティについて

スマート自治体と似ているようで、まったく違う自治体づくりを目指すものとしてスマートシティとスーパーシティがあります。

スマートシティは、「都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」「エネルギー、移動、防災、観光、医療等の複数分野を対象に、AI、IoT、ビッグデータといった新技術や官民データをまちづくりに取り入れ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」と定義されています。

スーパーシティは、未来像の構成要素（10分野）のうち少なくとも5つの領域以上で域内限定での完全実施をめざす自治体です。その10分野とは、①移動：自動走行、データ活用による交通量管理・駐車管理など、②物流：自動配送、ドローン配達など、③支払い：キャッシュレスなど、④行政：ワンストップ（一度自分の認証情報を登録すればあとはすべてオンラインで手続きが可能）など、⑤医療・介護：AIホスピタル、データ活用、オンライン（遠隔）診療・医薬品配達など、⑥教育：AI活用、遠隔教育など、⑦エネルギー・水：データ活用によるスマートシステムなど、⑧環境・ゴミ：データ活用によるスマートシステムなど、⑨防災：緊急時の自立エネルギー供給、防災システムなど、⑩防犯・安全：ロボット監視などです。

スーパーシティは、さまざまな分野のスマートシティを一つの地区に集約した総合的な超スマートシティとも言えます。そして、スマートシティとスーパーシティの違いはスーパーシティの方が生産性が向上すること—人口減少を上回っ

て生産性を上げることができる自治体ということです。

内閣府のスーパーシティ構想は既存の自治体をスーパーシティに転換します（既存都市型）。民間中心のスーパーシティ構想はオープンスペースにスーパーシティをつくります（新規開発型）。

トヨタ自動車は静岡県裾野市の工場跡地に計画しているウーブン・シティは新規開発型のスーパーシティと言えます。トヨタ自動車のホームページではウーブンシティについて次のように述べられています。「このプロジェクトは、人々が生活を送るリアルな環境のもと、自動運転、モビリティ・アズ・ア・サービス（MaaS）、パーソナルモビリティ、ロボット、スマートホーム技術、人工知能（AI）技術などを導入・検証できる実証都市を新たに作るものです。プロジェクトの狙いは、人々の暮らしを支えるあらゆるモノ、サービスが情報でつながっていく時代を見据え、この街で技術やサービスの開発と実証のサイクルを素早く回すことで、新たな価値やビジネスモデルを生み出し続けることです」。要するに、Society5.0時代において、住民の暮らしまるごとを対象として利益を出し続ける街を建設していこうということです。

## 5. 愛知県内におけるスマート自治体、スマートシティ、スーパーシティ

これまで、スマート自治体、スマートシティ、スーパーシティの概要について見てきましたが、それが愛知県内においてはどのように行われているのかを次に見ていきたいと思えます。

- ①自動運転の実証実験。自動運転はレベル1からレベル5までの5段階があります。愛知県ではレベル4（特定の場所でシステムが全てを操作）での複数車の同時走行実証実験が行われています。愛知県が主体となって取り組んでいることも含めて、全国で最先端の自動運転実証実験が行われていると言ってよい状況です。
- ②ドローンでの配達の実証実験。名鉄と中日本航空により過疎地などへの配達の実証実験が行われています。現行法では、ドローンの飛行地域等に制限があるため、特区による実証実験となっています。
- ③オンラインによる医療。テレビ電話での服薬指導、医師によるオンライン診療の実証実験が行われています。特区による実証実験でしたが、現在のコロナ禍のもとで例外的に初診

でも実施されているようです。

- ④スマート農業。愛知県により、ドローンでの農作物の監視、ロボットによる選別・包装などの実証実験が行われています。
- ⑤スマート林業。これも愛知県によるもので、空からレーザー光で森林管理を行う実証実験が行われています。
- ⑥オープンデータの活用。愛知県は愛知県保有のデータを県民と民間事業者を利用してもらうための事業を進めています。紙媒体のデジタル化も進めて、現在2,334件（統計データを除く）のデータが公開されています。
- ⑦市町村との共同事業。愛知県主導で行われているもので、AIを市町村が共同活用する、AIチャットボット（自動会話プログラム）による総合案内（35市町村）、AI-OCRによる文書のデータ化（37市町村）などが行われようとしています。スマート自治体をめざしての取り組みと言えます。
- ⑧県庁本庁舎でのフリーアドレス（職場に個人の固定席を設けない）の試行。昨年策定の「あいち行革プラン2020」で決められたもので、今年の3月から1年間の予定で試行されています。これにより愛知県は、一層の業務効率化、スピーディーな組織づくりなどを行うとしています。
- ⑨愛知県内のスーパーシティ構想案。内閣府が昨年に行ったスーパーシティ構想のアイデア公募に対して、全国で56団体から応募がありました。このうち愛知県内からの応募は愛知県も含めて8団体（全体の14%）と突出した応募数となっています。愛知県以外には、岡崎市、豊田市、犬山市、新城市、東郷町、幸田町、豊根村が応募しています。愛知県の応募内容は中部国際空港島内に建設するもので、国際会議場でのMICEを核とした国際観光都市、自動運転、ロボット、AIを活用したイノベーションの拠点化をめざすものとなっています。

## 6. 総括的にみると

今まで、大まかにスマート自治体、スマートシティ、スーパーシティ、そして愛知県内での状況を見てきましたが、改めて総括的に述べたいと思えます。

第1は、政府が進めようとする「Society5.0時代の地方」におけるスマート自治体、スマートシティ、スーパーシティについてです。

内閣府では、最先端技術と大胆な規制緩和により、理想の未来社会を先行実現する「スーパーシティ」構想を、国土交通省等では、ICT等の新技術を活用し、全体最適化が図られる持続可能な都市等として「スマートシティ」を推進しようとしています。これらの最終的な目標は、人口減少を上回って地域の生産性を上げることです。また、イノベーション（技術革新）により地域の生産性を上げようとしています。

スーパーシティは第4次産業革命に対応できるようにするものであり、その点では、スーパーシティの方がスマートシティよりも生産性が上がると言われています。これは、内閣府に関わってスーパーシティ構想を推進している有識者も述べていることです。またスーパーシティは、既存都市型（ブラウンフィールド型）と新規開発型（グリーンフィールド型）の分類があります。内閣府の公募に応募した56団体のうち既存都市型（ブラウンフィールド型）が49団体、新規開発型（グリーンフィールド型）が7団体となっています。

第2は、愛知県の取り組みです。

愛知県では、行政のデジタル化、AIの活用などを進めています。昨年12月策定の「あいち行革プラン2020」では、それまでの行革プランの「しなやか県庁創造プラン」にはなかった「生産性の向上」が目標として掲げられています。それは、大企業の利益を優先して県民生活は後回しのための生産性の向上と言ってもよいものだと思います。

第3は、スマート自治体、スマートシティ、スーパーシティの関連性についてです。

スマート自治体づくりは、自治体職員の削減をめざすとともに、デジタル化によるデータの民間活用の推進などを進めて、スマートシティ、スーパーシティの建設に貢献するものとなります。住民福祉の増進ではなく、ビッグデータを活用して利益の確保をはかる大企業などに奉仕することが自治体の役割となってしまいます。

## 7. 私たちがめざすべき方向性について

それでは、私たちはどういった方向性を持って取り組みを進めていけば良いのでしょうか。

それは一言で言って、地方自治の本旨を踏まえた新たな地方自治の建設をめざすことだと思います。地方自治の本旨とは、国に従属することなく自治体が独立して自治体行政を進める団体自治と住民が主人公で住民自身が自治体行政

を進める住民自治を確立していくことです。日本国憲法が独立した「地方自治」の章を掲げている意味を再度考えてみる必要があると思います。そしてそれは、住民福祉の向上をめざすという地方自治の独自の役割を發揮させていくことが日本国民、住民としての責務であることの確認でもあると思います。

それとの関連で、自治体で働く人にとっては民主的自治体労働者論の新たな実践の追究が求められているのではないのでしょうか。そのためには、取り組みの基礎となる職場での議論を進めること、職場での権利点検活動の推進（正規労働者だけではなく、会計年度職員をはじめとしたすべての非正規労働者を含めて）をはかること、住民のための民主的な自治体をつくるとりくみなどが必要だと思います。また、AI・ロボットとどう付き合っていくかの探求—どう活用し、どう規制していくのかという両面での対応も必要だと思います。

## 注)

- 1) RPA (Robotic Process Automation: ロボティック・プロセス・オートメーション) = ホワイトカラーのデスクワーク (主に定型作業) を、パソコンが代行・自動化
- 2) BPR (Business Process Re-engineering: ビジネスプロセス・リエンジニアリング) = 業務改革
- 3) ベストプラクティス: ある結果を得るのに最も効率のよい技法、手法、プロセス、活動などのこと。最善慣行、最良慣行と訳されることもある。